

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 4 日現在

機関番号：34404

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2012

課題番号：21730436

研究課題名（和文） 放送制度と社会的コミュニケーションに関するマスメディアの
規範理論の再構築研究課題名（英文） Normative Media Theory Reconstruction about
Broadcasting Institution and Social Communication

研究代表者

林 怡蓉（LIN IJUNG）

大阪経済大学・情報社会学部・准教授

研究者番号：10460990

研究成果の概要（和文）：

インターネット時代における放送は、より積極的で個人と社会／市民社会と政治システムを繋ぐ「中間過程のコミュニケーション媒体としての放送」となることを通じて、放送は社会に潜む多分にある問題を具現する場となり、社会を動的に回転させていく原動力を生み出す場となる。こうした放送は様々な異なる背景知をもつ人々の意見、語りが飛び交うデリベラティブでアゴニスティックな意味空間を提供し、社会的規範／ルールの修正点を浮上させ、新たに形成し構築していく可能性をもつ。

研究成果の概要（英文）：

One of roles that broadcasting can play in Internet age is to connect people to society and civil society to political system. Some problem lurk in society will be reflected in broadcasting. And broadcasting produce the motive power to circulate society. Broadcasting can offer a social communication space for people who have a different background to discuss each other. And broadcasting have a potential establish social norms via broadcasting programs.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
2012年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：社会学

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：放送制度，社会的コミュニケーション，マスメディアの規範理論，批判的社会理論，デリベラティブ・デモクラシー，コールイン（call-in），ラディカルな声の具現

1. 研究開始当初の背景

（1）研究対象 = 放送を取り巻く社会背景の変容

研究開始当初のメディア状況は、地上波放送がアナログ放送からデジタル放送に移行する途中であった。また、スマートフォンや

タブレットを用いたインターネット利用は現在ほどに普及していなかったが、多メディア、多チャンネル時代に確実に移行していた。当研究を開始する前から世界的にマスメディア、なかでもとくに新聞、雑誌の経営難が顕著になり、日本においても本研究課題が主

な対象とする放送を含むマスメディアの広告収入は軒並み減少し始めていった(2012年度のみ前年比微増)。他方においてインターネット広告費は増加の一途をたどっている。1990年代から懸念されはじめた新聞離れに加えて、とくに2011年3月11日に起きた東日本大震災前後からは、テレビ離れがよりいっそう顕著になったと各種調査結果から指摘されている。

(2) 研究課題をめぐる当初の学術的背景

放送制度に関する研究傾向は情報通信技術の発達に伴うメディア環境の変革に対応するために、現代社会の放送制度について憲法論的なアプローチや、放送制度論の立場から再検討し、多チャンネル化が進むなかでの放送を新たに/改めて位置付けようとする試みがあった。例えば、長谷部恭男は日、英の放送法制、制度を対象に、リー・ボリンジャー(L. Bollinger)の部分規制論を援用し、放送が「基本的情報」を社会全体に平等かつ可能な限り廉価に提供する媒体としてのあり方を論じた(1992)。奥平康弘は放送を、公共情報を広く社会に行き渡らせ、「公共の広場」(public forum)を形成する制度として捉えようとする(1997)。これら優れた研究が提唱する放送の役割は大変重要であると思われる。

しかし、これらの研究が想定する情報の流れ方は「メディア=送り手」「視聴者=受け手」という一方通行的なものであり、「デモクラシーとメディア」の関係性に基点をおき、アングロサクソン系諸国の歴史的社会的経緯とイデオロギーで構成された社会的イメージによって作り上げられ、やがて一般化された伝統的なマスメディアの規範理論研究が設定した領域を出ていなかった。

また、戦後の日本社会が民主主義的放送制度、マスメディア制度を導入する際に外的にマスメディアの規範理論をベースにしたマスメディアのあるべき役割、姿が要請され、それに基づく研究から得られたマスメディアの評価基準が現在なお用いられているが、マスメディアの規範理論による制約にさほど意識されていない。

2. 研究の目的

そうしたマスメディアの規範理論研究の限界・課題があるなか、本研究課題では放送と社会の相互関係性に着目し、放送制度と社会的コミュニケーションに関するマスメディアの規範理論の再構築を目的とした。現代社会は多様な価値観、様々に異なる利害や関心、背景知をもつ人々が集い、多元・多様性を呈している。しかし、それ故の難問、なかでもどのような社会的規範、ルールを共働的に作り上げていくかという問題を抱えてい

る。本研究課題は放送が一方通行的に情報を流すのではなく、双方向的かつ周縁の声を汲み上げて難問を解決するための積極的な担い手となる放送制度とはどうあるべきか、それに焦点を合わせた規範理論の構築には何が必要で、その実践にはどのような条件を要するかを検討した。このことはさらにトランスナショナルな公共圏構築におけるメディアの役割と可能性を考える際の重要な眼差しを与えると考えた。このため、異なる文化圏を3.の「研究の方法」で記す3つの視点から着手し、研究目的を達成しようと試みた。

3. 研究の方法

(1)「放送制度とそれをめぐる価値観研究」では放送制度とその仕組み、特に社会的コミュニケーションを促すものが法的もしくは社会的に保障されているか否か、人々がどの程度メディアを媒介して意見表明する自由をもつか、それに係わる社会がもつ価値観が現れやすい領域「放送の自由」と「自主規制」といった表現をめぐる側面を主な対象にした。価値観の異同を分析しその背後にある社会的構造とイデオロギーを明らかにしようとした。

(2)「放送を媒介した社会的コミュニケーションの実態とそれがもたらす可能性に関する調査」では世論形成/具現の実態を描き出し情報の流れが一方通行、または双方向のニュース番組と広義的な討論番組を主に扱い、内容分析するほか、社会とどのように連動し中心のみならず周縁の人々の声がどの程度反映されているかを考察し、各々の社会における放送と社会的コミュニケーションの関係性を解明しようとした。

(1)と(2)の分析から各社会における放送制度と社会的コミュニケーションの様態にみられる共通点と相違点は、どのような条件の組み合わせをもつか、またそれを構成する社会的価値規範、イデオロギーには差異があるか、あるとすればどの点かを見いだす。

(3)「批判的社会理論と政治思想論の検討」では批判的社会理論、政治思想論を各社会のイデオロギー分析に用いるとともに、放送を媒介にした社会的コミュニケーションがどのような可能性を秘めているか、マスメディアの規範理論を乗り越えるための批判枠組みとして援用し検討した。

(1),(2),(3)の成果を踏まえ、現代社会の規範や社会/世界が関わる諸問題を解決する公共圏構築のための社会的コミュニケーションの担い手として、放送制度にはどのような必要/十分条件を備えなければならぬかを提示し規範理論の構築を試みた。

4. 研究成果

(1)「放送制度とそれをめぐる価値観研究」
民主主義社会は従来の「自由」に関する捉え方の2タイプ(=国家からの自由/国家による自由)のどちらかに基づいて、法体系を形成している。この傾向は公共性が高い放送の法制上でも基本的にはみられ、台湾、日本、アメリカは前者に属し、イギリスは後者の色合いの方が強く表されている。ここで特記すべきは日本の場合、放送法制上「国家からの自由」的な側面が主であるものの、所管機関が行政官庁の総務省である以上、極端になれば介入される余地が残されている。しかし、実践面においては法によって律されるもの以上に、番組をめぐる表現に直接的な影響を及ぼすのはメディアが「他者(=社会、権力者・機関)の眼差し」を忖度し、自らへの眼差しに変換して行う「自主規制」である。この「他律的」な側面がみられる自主規制のあり方は一般的に語られるメディア倫理による自律的な「自主規制」と区別する必要がある。台湾では法もしくは所管機関が処罰を行う範囲外であれば、自主規制を行わない傾向が民主化後大変よくみられるようになった。政治的な議題に関しては自由であるものの、非政治的な話題(例えば、児童少年保護)に関してはメディアや法律の研究者、学者、有志、またはメディアを勉強する学生らが立ち上げた市民団体が中心となって、メディア関連法の制定や改正を促し、放送のあり方の規定において重要なアクターとなり、政治言論の自由を追求する一方に、他方において社会の需要をも組み込んだ放送の自由を指向している。

(2)「放送を媒介した社会的コミュニケーションの実態とそれがもたらす可能性に関する調査」

日本におけるビデオリサーチの結果、ニュース報道番組では街頭インタビューした一般市民の声の紹介はあるものの、従来基準に沿った形での多様な声「紹介」にとどまっている。SNS、メディアや留守番電話、ファックス、Emailで視聴者意見を収集し、番組のテレビ画面下にそれを表示するケースがここ1年かなり増えており、生で寄せられた視聴者の意見にニュースキャスターや番組司会者、討論者が言及し返事するケースもみられるようになった。しかし、テレビ画面の下に表示する視聴者の意見に依然として番組制作側の取捨選択が入っている。

台湾におけるビデオリサーチの結果、多くのニュース番組、討論番組においてコールイン(call-in)による視聴者参加が導入されており、SNSなど日本でみられるような番組参加形態はむしろ少ない。コールインの特徴は何と言っても事前に視聴者が何を話す

かの確認はせず、時間制約(2分程度)はあるものの、語る内容は自由で制限がない。これによって、他の調査対象社会ではみられなかった放送を媒介した社会的コミュニケーションがもたらす可能性がみられた。それは社会における様々な議題が放送を媒介に社会的コミュニケーションが交わされ、社会が抱える問題を浮上させ、規範の再構築に繋がるものとなっている。しかしながら、それは同時に混乱の様相もしばしば呈している。

アメリカとイギリスでは討論番組はリサーチ期間中にあったものの、コールインを用いた視聴者参加型番組はみられなかった。しかしながら、日本と台湾よりも早い時期からパブリック・アクセスが実践され、デリベラティブ・デモクラシーの理念に基づく市民によるテレビ表現への参与形態が模索されている。

香港、中国でのビデオリサーチの結果、香港では討論番組が少なく、一般視聴者の声がニュース番組などを媒介して伝えられるケースは街頭インタビュー形式のものしかなかった。ビデオリサーチ中に収集した新聞はテレビ以上に人々の声や生き方に密着するものがみられた。また、中国に関して言えば、2010年度の報告書で言及した上海テレビ局が制作した「東方直播室」のような広義的な政治議題を扱う視聴者参加型討論番組で表現される人々のラディカルな声の具現は政治中枢が黙認する範囲内で行う番組があるものの、しかし、2012年の政権交代前からそれまでよりも頻繁にメディアに対しての締めつけが相次いだ。また、大きな社会批判を受ける議題や表現に関する規制もしばしば行われている。さらに2013年の春では大学における言論の自由、メディアの表現の自由といった事柄への言及と教育に自粛を促す通知が出されたとの報道があった。このように極めて政治中枢の意向が反映されやすい放送制度であると言える。

(3)「批判的社会理論と政治思想論の検討」

検討の結果、社会的規範理論における「複数性」が本研究課題にとって大変重要な視点であることがわかった(この部分についての詳細は別稿で議論する用意をしている)。この視点をを用いて本研究課題の対象である放送を含むマスメディアの規範について以下の指摘ができる。それはマスメディアが規範とする「客観性」と「多元性」というものは、マスメディア側の観点からみた「客観性」と「多元性」にすぎないということであり、それはリベラリズムに基づくリベラル・デモクラシーが重視する近代的価値である「理性」を基準として、構築されたマスメディアの「社会的責任」に基づくものであることが明らかである。そうした前提に立てば、マス

メディアは自らが表現するものすべてにおいて社会に対して責任を持ち、自らが高い専門的職業集団の倫理に基づいて「届けなければならない」と判断した人々の声を取り上げるものとなっている。

しかし、社会的規範理論で得られた「複数性」という視点は、そうした「誰か」によって「誰か」が表現されるものではなく、表現したい者なら誰もが自ら表現する余地が用意され、表現の様態も「客観的」や「論理的」、「理性」的といった従来の基準のようなものを求めない。ここで重要なのは「主体」と「構造」を繋ぐコミュニケーション過程に寄与することであり、その過程においてメディアが積極な役割を担うことが社会的コミュニケーションの活性化に繋がると考えられる。

(4)まとめ:「放送制度と社会的コミュニケーションに関するマスメディアの規範理論の再構築」

近年においてインターネット時代における情報格差問題が様々な方面から指摘されている。それは単に世代間格差に止まらず、注目すべき点はインターネットの特性に由来する格差である。インターネットは好きな時間に好きなだけ好きな情報を手に入れることができる。しかし、自由気ままに好きな情報をより多く、気にしない/気にならない、もしくは知らない情報にはほとんどみずに済み、自ら遮断できるという自己隔離の問題は「2.の研究の目的」で述べた現代社会が抱える難問をよりいっそう解決しがたくしている。

これに対して、本研究課題が対象とするメディアである放送は現在なお最も高い接触率をもち、安価で比較的高い技術的リテラシーを要しないというアクセスする際の手軽さ、スイッチを入れれば、良くも悪くも多くの者にある一定に均質な情報を送信し、利用者間に情報を共有するのに役立つのである。そしてさほど取捨選択をせずとも情報が勝手に入り込んでき、新たな関心に出会うという偶然性からくる関心の多様化を広げるポテンシャルをもつ放送は、人々の興味や関心が分散しがちな現代社会において、必要最小限の情報を入手し共有するコミュニケーション・ツールという役割がある。

むろん、(1)と(2)の分析を通じて明らかとなった台湾社会における放送制度及び放送を媒介にした社会的コミュニケーションの様態は特殊事例である。しかし、台湾の事例(この部分の詳細は林怡蓉『台湾社会における放送制度—デリベラティブ・デモクラシーとマスメディアの規範理論の新たな地平』2013を参照されたい)でみられた放送は社会における議論、討議を活性化し、そこに顕在化したものを「いずれ」政治なるものへ

と結び付けていく役割機能があると思われる。それはつまり、社会的コミュニケーション過程を担う「媒体」としての役割であり、様々な異なる背景知をもつ人々の意見、語り、飛び交うデリベラティブでアゴニスティックな意味空間を提供する機能である。この機能を通じて社会的規範/ルールの修正点を浮上させ、新たに形成し構築していく可能性をもつのである。

この放送のあり方は従来のマスメディアの規範理論で考えられてきた情報を一方通行的に送信する媒体としての放送を含むマスメディアの役割規範、さらに言えばただ情報を伝えて社会における世論形成に寄与すると考えられてきた放送の消極的な役割機能から、より積極的で個人と社会/市民社会と政治システムを繋ぐ「中間過程のコミュニケーション媒体としての放送」を求めるものである。こうした役割機能を担う放送は、社会に潜む多分にある問題を具現する場となり、社会を動的に回転させていく原動力をもっており、多メディア、多チャンネル化され、インターネットが大変発達している民主制情報社会においてこそ大変重要である。

特殊事例となる台湾のケースの分析をさらに行くと、そこには十分条件と必要条件があることがわかった。十分条件とは多チャンネルであり、必要条件とは誰でも手軽にテレビで語るツール(=台湾の場合コールイン)の導入である。台湾のケースを特殊なものさせたのは、必要条件となるコールインの導入において規範的なジャーナリズム論に基づく放送番組に関する様々な基準が実際において機能せず、「何でもあり」な状態にあったという経緯にあると考えられる。

人々が誰もが主体的に放送で現われとなる余地が残されるツールを用意することを通じて、様々な利害関心や背景知をもつ人々が、それぞれの社会的文脈が込められた語り口で意見をし、情報を双方向的に交わされる意味空間となる積極的でオルタナティブな放送制度は、デジタル・多チャンネルが現実となったいまだからこそ、構築される機運があり、インターネット時代だからこそ、民主主義社会においては必要不可欠なものとなっている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表](計4件)

1. LIN Ijung "New Roles of TV Media in Internet Age: An Analysis of TV Call-in Discussion Programs in Taiwan" The 9th Joint Symposium: Hanyang University (HERi/College of Economics and Finance) &

Osaka University of Economics (ISBR),
2012/11/16, Hanyang University (Republic
of Korea).

2. 林怡蓉「現れの回路と承認—台湾社会における原住民族電視台の実践を通して考える」関西学院大学先端社会研究所定期研究会, 2012年3月14日, 関西学院大学.

3. 林怡蓉「承認と公共の表現への回路-台湾の『原住民族電視台』の実践を通して」日本社会学会(一般報告), 2010年11月6日, 名古屋大学東山キャンパス.

4. LIN Ijung, "A New Viewpoint of Normative Media Theory : A Comparative Analysis of the TV Discussion Program in Japan and Taiwan" The 9th Conference of the Asia Pacific Sociological Association, 2009/06/14, Discovery Kartika Plaza Hotel, Kota Denpasar, Indonesia.

〔図書〕(計3件)

1. 林怡蓉, 晃洋書房, 『台湾社会における放送制度—テリベラティブ・デモクラシーとマスメディアの規範理論の新たな地平』2013年, 全213頁.

2. 林怡蓉, 世界思想社, 『ネット時代のパブリック・アクセス』金山勉, 津田正夫編, 「多文化実践とメディアアクセス-台湾」, 2011年, 188-201.

3. 林怡蓉, 晃洋書房, 『コミュニティメディアの未来--新しい声を伝える経路』松浦さと子, 川島隆編, 「台湾の原住民族電視台--『主体の現われ』としてのコミュニティメディア」, 2010年, 54-66.

〔その他〕

ホームページ等

林怡蓉, 『目撃者電子報』【傳媒評論】「當『社會責任』化成緊箍咒—從3・11東日本大地震的震災報導看起」, 2011年5月11日, 台湾記者協会.

http://mediawatchtaiwan.blogspot.jp/2012/05/311_13.html

6. 研究組織

(1)研究代表者

林 怡蓉 (LIN IJUNG)

大阪經濟大学・情報社会学部・准教授

研究者番号: 10460990